

市第67号議案

横浜市改良住宅条例の一部改正

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例

横浜市改良住宅条例（昭和37年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「公営住宅法施行令第6条第5項第1号」との次に「、「改正令による改正前の令（以下「旧令」という。）第6条第5項第1号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）附則第6条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第12条の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧準用公営住宅法施行令」という。）第6条第5項第1号」とを加え、「「令第6条第5項第3号」」を「「令第6条第5項第3号（）」に、「公営住宅法施行令第6条第5項第3号」」を「公営住宅法施行令第6条第5項第3号（）」と、「旧令第6条第5項第3号」とあるのは「旧準用公営住宅法施行令第6条第5項第3号」」に改める。

第7条第1項中「第5条第2項の規定により読み替えて準用する市営住宅条例第7条第1項第3号」を「令第12条の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第5項（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令

第391号。以下「改正令」という。) 附則第7条に規定する者に係る平成26年3月31日までの間における収入にあっては、改正令附則第6条の規定による改正前の令第12条の規定により読み替えて準用される改正令による改正前の公営住宅法施行令第6条第5項)」に改める。

第8条第2項中「第3号」の次に「(改正令附則第7条に規定する者に係る平成26年3月31日までの間における使用料にあっては、改正令による改正前の公営住宅法施行令第6条第5項第1号及び第3号)」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提 案 理 由

公営住宅法施行令の一部改正に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市改良住宅条例の一部を改正する必要があるので提案する。